

## X. 路上喫煙について（問 28～問 29）

豊橋市では、快適なまちづくりを推進するため、条例により豊橋駅東口周辺を「路上喫煙禁止区域」に指定し、指導員による巡回を実施しています。区域内での違反は、過料（2,000円）の対象です。

なお、豊橋市ではごみの「ポイ捨て禁止重点区域」も指定しています。

（※路上喫煙禁止区域については、アンケート調査表（P. 92）を参照）

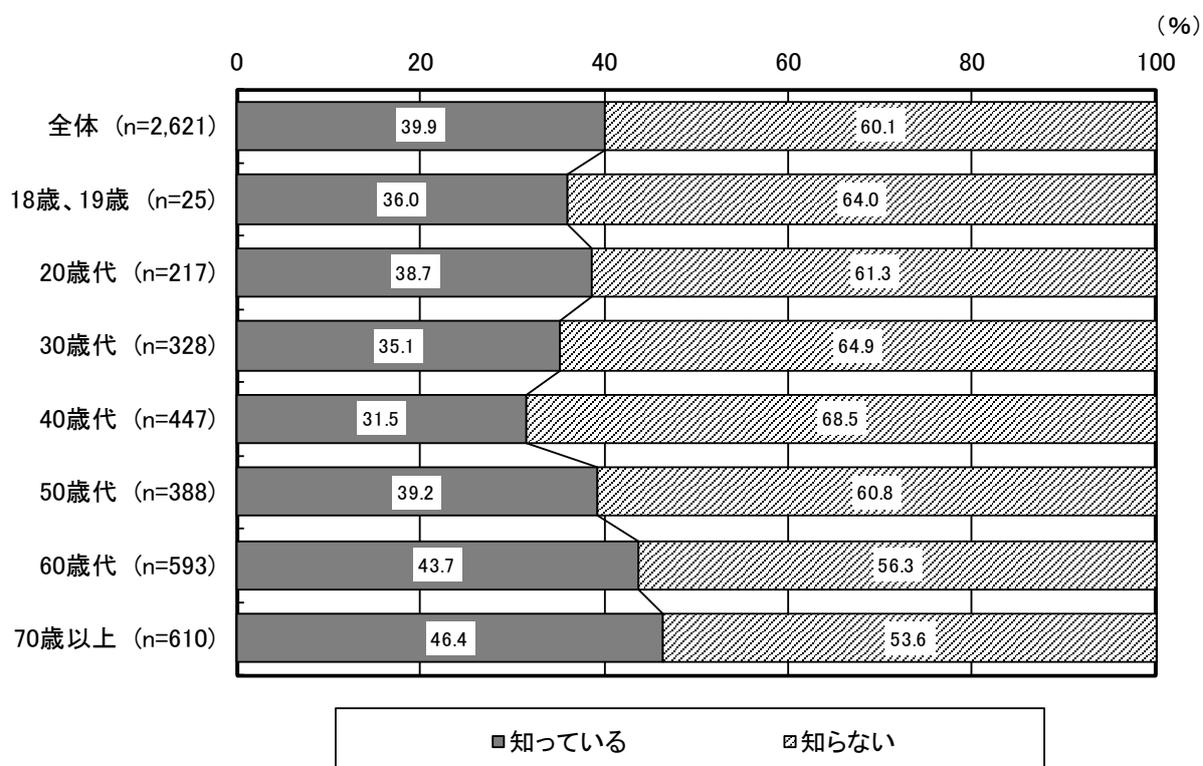
【問 28】豊橋駅東口周辺が「路上喫煙禁止区域」に指定されていることを知っていますか。（n=2,621）

### （1）全体的傾向

「知らない」と回答した人の割合が約 60%で、「知っている」と回答した人の割合が約 40%となっている。

### （2）年代別にみた特性

60 代以上で、「知っている」と回答した人の割合が約 44%～46%となっており、他の年代と比べ高くなっている。



【問 29】 「路上喫煙禁止区域」 以外でも、道路や公園などの公共の場所では路上喫煙をしないよう努める必要があることを知っていますか。(n=2,604)

(1) 全体的傾向

「知っている」と回答した人の割合が約 52%で、「知らない」と回答した人の割合が約 48%となっている。

(2) 年代別にみた特性

18 歳、19 歳、70 歳以上で、「知っている」と回答した人の割合が約 62%~68%となっており、他の年代に比べ高くなっている。

